

陳情第149号	受理年月日	令和5年6月5日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の計画適合性の解明について	
要旨	<p>北九州市は、環境未来都市北九州市の主要プロジェクトとして城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業を推進してきた。</p> <p>平成24年度に策定された城野ゼロ・カーボン先進街区まちづくりガイドラインでは、ゼロ・カーボンを達成するために定量・定性の両面における最高水準を設定すること、「集合住宅の目指す姿」として「集合住宅：70%以上のCO₂削減」「次世代省エネ基準を超える水準の断熱性能」がうたわれており、その後、土地取得者との間で締結された基本計画協定では、集合住宅の建築物においては「CO₂削減率の合計が60%以上」で「長期優良住宅または低炭素住宅の認定」を受けることが必須とされている。</p> <p>ところが、この間、城野ゼロ・カーボン先進街区内に建設された集合住宅（シティガーデンBONJONO・事業者：東宝ホーム株式会社）の住戸において、設計図書やパンフレットでうたわれた内断熱材（硬質ウレタンフォーム）の厚みが約半分程度（最上階天井：80ミリメートルのところ40ミリメートル、壁：40ミリメートルのところ20～25ミリメートル）しか施工されていない問題が判明し、追って調査された棟を異にする2つの住戸においても同様の施工が確認されている。</p> <p>にもかかわらず、事業者は、低炭素建築物の認定に用いた計算方法から計算条件を変更するなどして再計算を行った結果、なおも低炭素建築物の認定基準に適合するなど北九州市に報告しており、北九州市においても、現地確認も実施しないままに、そのような事業者の説明を容認し、低炭素建築物の変更認定申請すら指導していない。</p> <p>しかしながら、硬質ウレタンフォームを内断熱材として省エネ基準に適合させる場合でも最上階天井65ミリメートル、壁30ミリメートルの吹きつけが必要とされており、これにも満たない上記のような施工によっ</p>	

(続 く)

て、省エネ基準よりもさらに厳格な低炭素建築物の認定基準に適合するなどとはにわかに措信できるものではない。

本件は、北九州市が、環境未来都市北九州市を象徴する主要プロジェクトとして多大な歳月とコストを費やして形成してきた城野ゼロ・カーボン先進街区の根幹を揺るがす問題であるので、下記のとおり、北九州市当局の厳正な対処をお願いする次第である。

記

- 1 北九州市当局において、シティガーデンBONJONOが基本計画協定及び低炭素建築物の認定基準に適合するものであるか、専門機関の助力を得る等により徹底解明を行うこと。
- 2 北九州市当局は、シティガーデンBONJONOが基本計画協定や低炭素建築物の認定基準に適合しない場合には、基本計画協定及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づいて、勧告、改善命令(第57条)、認定の取消し(第58条)等の適宜の措置を講ずること。